都道府県

各 指定都市 障害保健福祉担当部(局)担当者 様 中 核 市

> 障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る 医療費控除の取扱いについて

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 23 年法 律第 72 号)による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、介護福祉士及 び認定特定行為業務従事者(以下「介護福祉士等」という。)が、診療の補助として喀 痰吸引及び経管栄養(同法附則第 3 条第 1 項に規定する特定行為を含む。以下「喀痰吸 引等」という。)の実施が認められたことに伴い、障害者自立支援法等の下での介護福 祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いについて、国税庁との協議の 下、別添のとおり取り扱うこととし、平成 24 年 4 月サービス分より適用することとし ます。

なお、領収証の様式(「在宅介護費用証明書」及び「障害福祉サービス利用者負担額証明書」)については、今般の取扱いを踏まえ「障害福祉サービス等利用料領収証」に改正しましたので、平成24年4月分から様式の改正が行われるまでのものは差し替えるなど、適正にお取り扱いいただく必要があります。

貴都道府県内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきよう、よろしくお願いいたします。

#### (参考)

・ 障害者自立支援法・児童福祉法制度下における障害福祉サービス等の類型及び 医療費控除の取扱い

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課企画法令係

> > (電話番号)

03 (5253) 1111 (代) 内線3046・3148 障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控 除の取扱いについては、下記のとおりとする。

## 1 対象者

障害福祉サービス等の利用中において、介護福祉士等による喀痰吸引等が行われる こと。

2 対象となる障害福祉サービス等

次の(1)から(12)に掲げる障害福祉サービス等とする。

## (障害福祉サービス)

- (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第 4項に規定する同行援護
- (2) 法第5条第5項に規定する行動援護
- (3) 法第5条第7項に規定する生活介護
- (4) 法第5条第8項に規定する短期入所(市町村により遷延性意識障害者加算等として決定された部分を除く。)
- (5) 法第5条第10項に規定する共同生活介護
- (6) 法第5条第11項に規定する施設入所支援
- (7) 法第5条第13項に規定する自立訓練
- (8) 法第5条第14項に規定する就労移行支援
- (9) 法第5条第15項に規定する就労継続支援
- (10) 法第5条第16項に規定する共同生活援助

## (障害児支援)

- (11) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第6条の2第1項に規定する児童発達 支援(医療型を除く。)及び放課後等デイサービス
- (12) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設

## 3 対象費用の額

2に掲げる障害福祉サービス等に要する費用(法第 29 条第 3 項若しくは第 30 条第 3 項又は児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 2 項、第 21 条の 5 の 4 第 2 項若しくは第 24 条の 2 第 2 項)に係る自己負担額(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額)の 10 分の 1 とする。

(1) 指定障害福祉サービス等の場合

支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して障害者自立支援法施行令で定める額(当該政令で定める額が障害福祉サービス費用基準額の100分の10に相当する額を超える場合は100分の10相当額)

- (2) 基準該当障害福祉サービスの場合 指定障害福祉サービスの場合に準じて算定した自己負担額
- (3) 指定通所支援又は指定入所支援の場合 通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情 をしん酌して児童福祉法施行令で定める額(当該政令で定める額が障害児通所給 付費基準額又は障害児入所給付費基準額の 100 分の 10 に相当する額を超える場 合は 100 分の 10 相当額)
- (4) 基準該当通所支援の場合 指定通所支援の場合に準じて算定した自己負担額

## 4 領収証

指定障害福祉サービス事業者等が交付する領収証に、3の対象費用の額を記載する (別紙様式参照)。

# 障害福祉サービス等利用料領収証

下記の内容により、医師との連携の下に障害福祉サービス等を提供し、その費用を領収したことを証明する。

平成 年 月 日

事業者名 所在地(住所) 代表者名

印

記

			П						
利用者	氏 名					性別	<u>!</u>	男	女
	住 所								
	生年月日	明大昭平	年	月	日	年 齢			
費用負担者	氏 名					続柄			
	住 所								
主治医又は 協力医療機関	医療機関名								
	所在地 (住所)								
	医師氏名								
	1 <b>障害福祉サービス等(療養介護を除く。)</b> ア 居宅介護(身体介護、通院等介助(身体介護を伴う場合)及び乗降介助に限る。)								
	イ 重度訪問介護(アと同様の内容に限る。)								
	ウ 短期入所 (ただし、市町村により遷延性意識障害者等として支給決定を受けたものに限 る。)								
サービス内容	エ 重度障害者等包括支援(アからウまでと同様の内容に限る。)								
1のアからかから 大、ら ウの該当するも のに〇をつけ る。2のアにつ いては、該当す	オ 上記以外の障害福祉サービス等(介護福祉士等により喀痰吸引等が実施された場合に限								
	る。)								
	2 自立支援約	計付対象外のサー	-ビス						
る内容にもOを つける。	ア 在宅介護サービス ※該当するものにOをつける。								
	食事の介護・排せつの介護・衣類着脱の介護・入浴の介護・身体清拭、洗髪・								
	通院等の介助・その他必要な身体の介護(								
	イ 訪問入浴サービス								
	ウ 上記以外の自立支援給付対象外のサービス(介護福祉士等により喀痰吸引等が実施され								
	た場合に	限る。)							
費用額	領収対象期間	平成	年	月	日	~ 平成	年	月	日
	領 収 額	Į							円
	うち医療費控除	の対象となる金	:額						円

## (記載上の注意)

- 1 この領収書は、医療費控除を受ける際に、確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。また、この領収書のほかに、医師又は医療機関の診療等の対価に係る領収書も添付して下さい。
- 2 「事業者名」欄は、市(区)町村が提示する場合には、その自治体名を記載して下さい(保健師、助産師、看護師、準看護師(以下「看護師等」という。)の場合は記入不要)。
- 3 障害福祉サービス等を利用している方は、この領収書に、市(区)町村の発行する受給者証の 写しを添付して下さい。また、自立支援給付対象外のサービスを利用している方は、この領収書 に、市(区)町村長の発行するホームヘルパー派遣決定通知書・訪問入浴サービス利用決定通知 書、介護福祉士及び看護師等の資格証明証の写しを添付して下さい。
- 4 1のイ重度訪問介護については、利用者負担額に2分の1を乗じて医療費控除の対象となる金額を算出して下さい。
- 5 1の工重度障害者等包括支援については、サービス提供実績記録により、提供されたサービスのうち利用者負担が発生しているものにつき、1のア及びウについては利用者負担相当額を、1のイについては利用者負担相当額に2分の1を乗じた額を、1のオについては、介護福祉士等により喀痰吸引等が実施された場合に限り、利用者負担相当額に10分の1を乗じた額をそれぞれ算出し、各月ごとにこれらを合算し、医療費控除の対象となる金額を算出して下さい。
- 6 1の才上記以外の障害福祉サービス等とは、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所(市町村により遷延性意識障害者加算等として決定された部分を除く。)、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援(医療型を除く。)、放課後等デイサービス、障害児入所支援(医療型を除く。)を指します。
- 7 2のア在宅介護サービスについては、該当する内容に〇をつけて下さい(複数可)。
- 8 2のウ上記以外の自立支援給付対象外のサービスで、介護福祉士等により喀痰吸引等が実施された場合については、サービス費用額に10分の1を乗じた額を算出し、医療費控除の対象となる金額を算出して下さい。

# 障害者自立支援法・児童福祉法制度下における障害福祉サービス等の類型及び医療費控除の取扱い

障害者自立支援法制度下における類型		対象者	障害福祉サービスに要する費用の額 (医療費控除の対象となる自己負担額)			
			介護福祉士等に よる喀痰吸引等 の対価	介護福祉士等に よる喀痰吸引等 の対価以外	分類	
訪問系サービス	居宅介護 ・身体介護(居宅における身体介護が中心である場合) ・通院等介助(身体介護を伴う通院介助が中心である場合) ・乗降介助(通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合)	支給決定	対象(	- 福祉系 サービス		
	重度訪問介護	を受けた 障害者又	対象(自己負 (注1			
	重度障害者等包括支援(注3)	は障害児の保護者	対象(自己負担額のうち、 部分は全額、重度訪問 (注 1			
	同行援護		対象 (自己負担額の10%)	対象外		
	行動援護					
日中活動系サービス	短期入所	支給決定を受けた	対象 (自己負担額の10%)	対象(市町村により遷延性意識障害者加算等として決定された部分に限る。)	福祉系 サービス	
	療養介護	障害者又 は障害児 の保護者	対	医療系 サービス		
	生活介護	07 休設日	対象 (自己負担額の10%)	対象外	福祉系 サービス	
居住系サービス	共同生活介護	支給決定を受けた		対象外	福祉系 サービス	
	施設入所支援	を受けた 障害者又は障害児	対象 (自己負担額の10%)			
	共同生活援助	の保護者				
ス	自立訓練	支給決定を受けた	11.65			
	就労移行支援	を受けた 障害者又 は障害児	対象 (自己負担額の10%)	対象外	福祉系 サービス	
	就労継続支援	の保護者				

- (注1) 医師との適切な連携をとって提供されたサービスに限る。
- (注2) 重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、身体介護に係る部分に限る。
- (注3) 重度障害者等包括支援は、身体介護を中心に居宅介護その他在宅系の障害福祉サービスを提供するもの。

児童福祉法制度下における制度		対象者	障害児支援に (医療費控除の対象		
			介護福祉士等に よる喀痰吸引等 の対価	介護福祉士等に よる喀痰吸引等 の対価以外	分類
	医療型児童発達支援		対	医療系 サービス	
	児童発達支援・放課後等デイサービス	通所給付 決定保護 者	対象 (自己負担額の10%)	対象外	福祉系
	保育所等訪問支援			対象外	サービス
入所支援	障害児入所支援 (医療型障害児入所施設での支援)	入所給付	対	<b>医療系</b> サービス	
	障害児入所支援 (福祉型障害児入所施設での支援)	決定保護 者	対象(自己負担額の10%)	対象外	福祉系 サービス

事 務 連 絡 平成 25 年 2 月 25 日

都道府県 各 指定都市 障害保健福祉担当部(局)担当者 様 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課

障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る 医療費控除の取扱いについて(Q&Aの送付)

標記の取扱いについては、「障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成 25 年 2 月 25 日付 事務連絡)でお示ししているところですが、今般、国税庁との協議の上、別添 Q &A のとおり取扱いを整理しましたので、ご参照ください。

貴都道府県内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、 その運用に遺漏なきよう、よろしくお願いいたします。

> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課企画法令係・福祉サービス係・訪問サービス係 (電話番号)

> > 03 (5253) 1111 (代) 内線 3148・3091・3092

# (問1)

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算が創設されたが、居宅介護において身体介護と家事援助を組み合わせて算定する場合の 医療費控除は、どのように取り扱うのか。

# (答)

居宅介護に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについては、医師との適切な連携をとって提供された場合に、身体介護、通院等介助(身体介護を伴う場合)及び乗降介助に係る自己負担額が医療費控除の対象となるとされており、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない場合)を除くこととされています。

そのため、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算についても、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない場合)を除き算定した当該加算に係る自己負担額が、医療費控除の対象になります。

## (問2)

喀痰吸引等支援体制加算が創設されたが、当該加算に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

## (答)

喀痰吸引等支援体制加算は、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者(※1)の認定特定行為業務従事者(※2)が喀痰吸引等を行った場合に算定されます。

平成24年度税制改正において所得税法施行令第207条が改正され、介護福祉士等による喀痰吸引等の対価で平成24年4月1日以後に支払うものについて、医療費控除の対象とされたことに伴い、喀痰吸引等支援体制加算に係る自己負担額を医療費控除の対象として扱います。

- ※1 喀痰吸引等の業務を行おうとする事業所で、都道府県知事の登録を受けているもの。 なお、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 72 号)による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法により、保健師助産師看 護師法第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、介護福祉士及び認定特定行為業 務従事者による喀痰吸引等の実施が認められたところ。
- ※2 介護職員等であって、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた従事者

## (問3)

医療連携体制加算 (IV) (※1) が創設されたが、当該加算に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

# (答)

医療連携体制加算は、看護職員を配置することとしていない日中活動サービス等(※2)において、認定特定行為業務従事者が、看護職員の指導の下、喀痰吸引等を行った場合に算定されます。

平成 24 年度税制改正において所得税法施行令第 207 条が改正され、介護福祉士等による喀痰吸引等の対価で平成 24 年 4 月 1 日以後に支払うものについて、医療費控除の対象とされたことに伴い、医療連携体制加算に係る自己負担額を医療費控除の対象として扱います。

- ※1 医療連携体制加算(IV) 100単位(利用者1人1日当たり) 介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。
- ※2 短期入所 (医療型短期入所を除く。)、共同生活介護、自立訓練 (生活訓練)、就労移行 支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助及び宿泊型自立訓練